



つつじ

# 梶 税務 経営 ニュース



編集発行人  
梶税理士事務所  
税理士 梶 義明

〒933-0947  
高岡市本郷1丁目2番7号  
河井ビル2階  
TEL 0766 (25) 7722(代)  
FAX 0766 (25) 7723  
<http://kaji.zei-mu.jp>

5月

(皐月) MAY

3日・憲法記念日  
4日・みどりの日  
5日・こどもの日

日	13	27
月	14	28
火	1	15 29
水	2	16 30
木	3	17 31
金	4	18
土	5	19
日	6	20
月	7	21
火	8	22
水	9	23
木	10	24
金	11	25
土	12	26

## 5月の税務と労務

- 国 税 / 4月分源泉所得税の納付 5月10日
- 国 税 / 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 5月31日
- 国 税 / 3月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 5月31日
- 国 税 / 特別農業所得者の承認申請 5月15日
- 国 税 / 9月決算法人の中間申告 5月31日
- 地方税 / 自動車税・鉾区税の納付 都道府県の条例で定める日
- 国 税 / 6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 5月31日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 5月31日

### ワンポイント 直系尊属

尊属とは自分より上の世代の血族(血のつながりのある者)で、自分より下の世代の血族は卑属と呼びます。直系血族は、曾祖父母、祖父母、父母、本人、子、孫、曾孫と世代が上下に直線的に繋がる関係。直系尊属とは、自分より上の世代の直系血族になるので、父母、祖父母、曾祖父母等がこれに当たります。

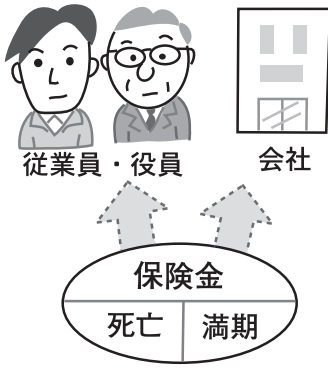
# 養老保険の 税務ポイント



養老保険を利用して関係法人から役員個人に資金移転する等の租税回避が行われていることから、適正化を図るための改正が行われていますので、今回は養老保険についてポイントを整理してみます。

## 1 養老保険

養老保険とは、被保険者が死亡したとき又は保険期間が満了したときに死亡保険金又は満期



保険金が支払われる生命保険をいいます。

## 2 養老保険の保険料の取扱い

法人が養老保険の保険料を支払った場合、その保険料の額の税務上の取扱いは、図表1のようになっています。

## 3 ケース別でみる留意点

### ケース1

(死亡保険金及び満期保険金の受取人が法人の場合)

貯蓄性が高く、法人が必ず保険金を受け取ることができるので、保険積立金等として資産計上となります。

### ケース2

(死亡保険金及び満期保険金の受取人が被保険者又はその遺族となる場合)

必ず被保険者サイドが保険

図表1 ■ 保険料の取扱い

保険契約の形式			取扱い	
保険契約者	区分	保険金受取人		
		死亡保険金	満期(生存)保険金	
法人	ケース1	法人		保険積立金等として資産計上
	ケース2	被保険者又はその遺族		役員又は使用人に対する給与
	ケース3	被保険者の遺族	法人	$\frac{1}{2}$ … 保険積立金等として資産計上 $\frac{1}{2}$ … 期間の経過に応じて損金算入 ただし、役員、部課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む)のみを被保険者とする場合には、その者に対する給与
	ケース4	法人	被保険者	$\frac{1}{2}$ … 保険料として損金算入 $\frac{1}{2}$ … 役員又は使用人に対する給与

図表2 ■ 全額損金算入プラン



金を受け取ることになるので、役員又は使用人に対する給与となります。

なお、給与課税される場合は、源泉徴収について注意が必要です。特に被保険者が役員である場合には、「定期同額給与」となるかどうかにも十分留意します。

また、保険契約の解約返戻金の請求権は、契約者である法人にあります。法人が被保険者に無断で解約してしまった場合、被保険者は損害を被るようになりますが、このような場合でも、過去の給与課税の関係は修正されないので、注意が必要です。

ケース3  
(死亡保険金の受取人が被保険者の遺族、満期保険金の受取人が法人の場合)

原則として、主契約保険料の二分の一は保険積立金等として資産計上し、残りの二分の一は福利厚生費等の勘定科目で損金に算入します。

このような契約形態で加入する養老保険は、「福利厚生プラン」と呼ばれ広く普及して

います。役員・従業員の全員が加入することが原則ですが、全員が加入しなければ、保険料の二分の一を損金に算入できないということではありません。

損金に算入できるかどうかは、次の点が判断ポイントのようです。

① 契約の継続性

契約は継続しているか。

② 普遍的加入

福利厚生プランは、全員加入が原則ですが、勤続年数等の客観的な基準によって対象者を限定することは可能です。たとえば、勤続一定年数以上の全員を加入させるというような基準であれば認められます。

なお、「課長以上」や「男性のみ」といった基準は、非合理的（福利厚生趣旨に反する）とみなされます。

③ 同族関係者について

役員・従業員の大部分が同族関係者である場合、同族関係者の保険料の二分の一は福利厚生費ではなく給与課税されますので、注意が必要です。

※福利厚生プランは、二分の一が損金になるため、「ハーフトックス」とも呼ばれています。

ケース4

(死亡保険金の受取人が法人で、満期保険金の受取人が被保険者の場合)

養老保険の契約形態は、ケース1からケース3までが一般的ですが、ケース3の福利厚生プランの保険金受取人を逆にする、二分の一は保険料として損金算入、残りの二分の一は役員又は使用人に対する給与として損金算入にするとの考え方もあり、全額損金算入プランとも呼ばれていました(図表2参照)。ただし、法令上明確な規定はありませんでした。

4 一時所得の取扱いの改正

(1) 改正の背景

ケース4の全額損金算入プランの場合、満期保険金は被保険者が受け取るため、一時所得となります。

そして、満期保険金の一時所得の計算上、役員の負担した保険料(給与課税を含む)

のみならず、法人が負担した保険料も控除すべき保険料として申告し、多額の税負担を免れている事例がありました。これは、養老保険を利用して関係法人から役員個人に資金移転する租税回避が行われていることになるので、これを適正化するため法令の明確化が図られました。

(2) 改正の内容

個人が支払いを受けた生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の金額の計算上、その支払いを受けた金額から控除することができる法人が負担した保険料等は、給与所得に係る収入金額に算入された金額に限ることとされました。

すなわち、ケース4の全額損金算入プランの場合、法人が支払った保険料のうち、二分の一の給与処理されたものだけが一時所得課税の場合に必要経費となり、保険料処理されたものは対象となります。

この改正は、昨年六月三十日以後の支払から適用されています。

## ゴルフ会員権の評価

ゴルフ会員権（以下、会員権）について、相続税や贈与税を計算するときの評価方法は次のとおりです。

### 1 取引相場のある会員権

課税時期の取引価格の70%に相当する金額によって評価します。なお、取引価格に含まれない預託金等があるときは、次の金額との合計額によって評価します。

- (1) 課税時期において直ちに返還を受けることができる預託金等  
ゴルフクラブの規約などによって、課税時期に返還を受けることができる金額
- (2) 課税時期から一定期間の経過後に返還を受けることができる預託金等  
ゴルフクラブの規約などによって返還を受けることができる金額の複利現価の額（この額は、課税時期から返還を受けることができる日までの期間に應ずる基準年利率により計算される）

### 2 取引相場のない会員権

- (1) 株主でなければゴルフクラブの会員となれない会員権  
財産評価基本通達によって評価した、課税時期における株式の価額に相当する金額
- (2) 株主であり、かつ、預託金等を預託しなければゴルフクラブの会員となれない会員権  
その会員権について、株式と預託金等に区分して、それぞれ次の金額の合計額によって評価した金額
  - イ 株式の価額  
2の(1)の方法を適用して計算した金額
  - ロ 預託金等  
1の(1)又は(2)の方法を適用して計算した金額
- (3) 預託金等を預託しなければゴルフクラブの会員となれない会員権  
1の(1)又は(2)の方法を適用して計算した金額

## 帳簿書類等の保存期間

法人税法施行規則により、法人は帳簿および書類をその事業年度の確定申告書の提出期限から七年間保存しなければならないことになっています。

「帳簿」とは、総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳など、取引を記録したものを、「書類」とは、棚卸表、貸借対照表、損益計算

書、注文書、契約書、領収書など、取引等に関して作成又は受領したものを指します。

なお、会社法の規定では、株式会社は、会計帳簿の閉鎖の時から一〇年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならないこととされています。また、平成二十三年度税制改正で欠損金繰越控除の期間が九年間に延長され、その間の帳簿書類の保存が適用要件とされています。

## 消費税、課税売上割合に関する非課税と不課税の違い

課税売上割合は、分母を総売上高（課税取引、非課税取引及び免税取引の合計額）とし、分子を課税売上高（課税取引及び免税取引の合計額）としたときの割合です。そして、課税売上割合の値は、控除可能な仕入税額に関し、個別対応方式や一括比例配分方式の計算において使用されます。

非課税取引は、原則として分母にだけ算入しますが、不課税取引は、そもそも消費税の適用の対象にならない取引ですので、分母にも分子にも算入しません。

なお、不課税取引には、国外取引、対価を得て行うことに当たらない寄附や単なる贈与、出資に対する配当などが該当し、非課税取引には土地、有価証券、商品券などの譲渡、預貯金の利子や社会保険医療などが該当します。